財務諸表の承認についての意見(案)

1 根拠

○地方独立行政法人法 第34条第3項

(財務諸表等)

- 第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分 又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附 属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後3月以内 に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見(次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。第4項及び第99条第8号において同じ。)を付けなければならない。
- **3** 設立団体の長は、第1項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 (略)
- ○地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則

(財務諸表)

第9条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)第2章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

2 評価委員会の意見

(参考)

- ・財務諸表の提出日 平成23年6月30日(事業年度終了後3月以内)
- ・必要書類は全て提出
- ・監事及び会計監査人の意見についても総じて「適正」(別添資料参照)